

乳肥素牛市・和牛ETスモール市出荷者 各位

児湯郡市畜産農業協同組合連合会
代表理事会長 壹岐 浩史

乳肥素牛市・和牛ETスモール市における公表事項の簡素化及び治療歴等の公表について

時下、貴殿におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当市場をご愛顧下さり、厚く御礼申し上げます。

さて、乳肥素牛市、和牛ETスモール市より、円滑な進行、統一した公表等を図る為、下記のとおり整理をさせていただきました。

何卒、ご理解を賜ります様宜しくお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

①原則、眼に見える部分にある損徴等については、公表しない。

但し、見えにくい場所にあるもの、分かりにくいもの、治療が必要なキズがあるものは公表する。

※今後、公表を行わないもの。

- ①肩付・肩端の異常 ②体上線 ③耳切 ④イボ・アマジシ（出血のあるものは公表）
- ⑤尾振り・尾切れ・尾曲がり ⑥角折（ヒビ・出血のあるものは公表）
- ⑦キズ痕・オモテキズ痕（出血のあるもの、化膿しているものは公表）
- ⑧片耳標申請中（未申請のものは公表）

②治療歴等の公表について

1) セリ市3ヶ月の間に呼吸器系胃腸系の治療歴のあるものは全て公表を行う。

加え、それ以前の治療でも関連のある治療歴については公表を行う。

2) セリ当日もしくは1週間前に呼吸器系胃腸系の治療歴があるものは、セリ前に獣医師の診断を受け、その内容を公表する。また、セリ直前に異常が確認された場合においても、原則セリ前に獣医師の診察を受けて上場する。但し、どうしても診察が出来ない場合には、セリ時に現状を公表し、セリ後に出荷者の責任で診察を受ける。

（内容によっては、解約になる場合もあります。ご注意ください。）

3) 獣医師から生産農家へ公表の必要があり得る治療歴については、治療の際に獣医師から農家へ公表についての指導を行う。農家はその内容を記録し、農家の責任において必ずセリの際に治療歴等を公表する。

③その他注意点について

1) 公表しないからといって、牛の確認をしなくていい訳ではありません。

出荷牛は今まで以上に確認し、農家の責任の下、異常がないかを把握しておく事が大切です。

《補償対応》

セリ後のクレームについては、「出荷者に責任がある場合」は、事故補償費からの補償はせず、「出荷者自身での補償」となりますので、ご注意願います。

2. 変更時期

令和6年8月16日乳肥素牛市・和牛ETスモール市より

3. その他

ご不明な点については、児湯家畜市場（TEL0983-35-1231）までお問い合わせ下さい。

乳肥素牛市・和牛ETスモール市購買者 各位

児湯郡市畜産農業協同組合連合会
代表理事会長 壹岐 浩史

乳肥素牛市・和牛ETスモール市における公表事項の簡素化及び治療歴等の公表について

時下、貴殿におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当市場をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

さて、乳肥素牛市並びに和牛ETスモール市の円滑な進行、統一した公表等を図る為、下記のとおり整理をさせて頂きました。

つきましては、何卒ご理解下さいます様宜しくお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

1) 原則、眼に見える部分にある損徴等については、公表しない。

但し、見えにくい場所にあるもの、分かりにくいもの、治療が必要なキズがあるものは公表する。

※今後、公表を行わないもの。

- ①肩付・肩端の異常 ②体上線 ③耳切 ④イボ・アマジシ(出血のあるものは公表)
- ⑤尾振り・尾切れ・尾曲がり ⑥角折(ヒビ・出血のあるものは公表)
- ⑦キズ痕・オモテキズ痕(出血のあるもの、化膿しているものは公表)
- ⑧片耳標申請中(未申請のものは公表)

2) 治療歴等の公表について

・セリ市前3ヶ月以内に呼吸器・胃腸系の治療歴があるものは全て公表を行う。

呼吸器・胃腸系に限らず、獣医師が公表の必要があると判断した治療歴等についても、農家へ公表の指導を行う。

3) その他注意点について

セリ時に公表した内容と同症状もしくは関連する症状での解約・値引き・治療費請求などの異議申し立てについては、せり当日より8日間の異議申し立て可能期間であっても受付しない。

例) 気管炎の治療歴を公表した後に、気管炎・気管支炎などの関連する症状での異議申し立ては受付しない。但し、公表した治療歴と全く関係ない症状での異議申し立ては、受付可能期間であれば受付して協議する。

2. 変更時期

令和6年8月16日乳肥素牛市・和牛ETスモール市より

3. その他

ご不明な点については、児湯家畜市場までお問い合わせ下さい。